

「子育てにやさしい職場環境づくり助成金交付要綱」（抜粋）

（助成金の交付額）

第5 助成金の額は、常時雇用する労働者の数、認証の有無及び認証を受けるために要した経費の額に応じて、別表に定める額を予算の範囲内において交付することとする。ただし、千円未満の額は切り捨てることとする。

2 助成金の交付回数は、一中小企業等につき二回までとする。ただし、二回目の交付を受けるに当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 一回目の交付日以後に、新たに認証（更新による認証を含む）を受けていること
- (2) 前号の認証を受けるに当たって、子育て支援の取組を新たに1項目以上行っていること

別表

認証の有無	常時雇用する労働者の数	1回目の助成額			2回目の助成額		
		基本額 (定額)	上乗せ額※ (千円単位)	合計	基本額 (定額)	上乗せ額※	合計
認証なし	100人以下	10万円	なし	10万円	なし	なし	なし
認証あり	100人以下	20万円	上限 10万円	最大 30万円	10万円	なし	10万円
	101人以上 300人以下	10万円	上限 10万円	最大 20万円	5万円	なし	5万円

※1 上乗せ額とは、中小企業等が「子育てにやさしい企業等」認証を受けるために要した経費のうち助成が適当と認められるものを対象に、別表1に定める額を上限とし、基本額に上乗せして交付する助成額をいう。

※2 認証を受けるために要した経費のうち助成が適当と認められるものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般事業主行動計画の策定・届出、就業規則の変更等を行うに当たって、社会保険労務士に支払った報酬等の経費
- (2) 中小企業等の代表者が、一般事業主行動計画の内容等について積極的に推進していくことを従業員に向けて「応援宣言」するに当たって、支払った印刷料及び通信料等の経費
- (3) その他理事長が認めるもの